

再生自転車海外譲与自治体協議会の解散について

1 概要

再生自転車海外譲与自治体協議会（ムコーバ）は、「再生自転車海外譲与自治体連絡会（平成30年まで述べ17自治体）」を前身として、令和元年に3自治体（大田区、世田谷区、さいたま市）と公益財団法人ジョイセフ（主に女性の保健福祉の向上）で発足しました。

撤去した放置自転車の有効活用策の一つとして、開発途上国への再生自転車の無償譲与事業に協力してきました。

2 実績

年	合計台数	内 訳			譲与先
		大田区	世田谷区	さいたま市	
令和元年	450台	120台	220台	110台	ザンビア共和国
令和2年	450台	119台	221台	110台	ザンビア共和国
令和3年	450台	120台	220台	110台	ガーナ

3 本事業の問題点

(1) 海上輸送費等の高騰により、本事業に係る費用が増加しています。前身の連絡会余剰金が不足し、分担金が大幅に増加する見込みであり、事業運営の継続が困難となりました。

また、他の海外供与事業（自転車駐車場センター）についても、感染症の世界的な流行により、海外現地で円滑な供与が困難な状況であることや事業費の課題などから令和2年9月から事業休止中となっています（再開時期未定）。

(2) 啓発活動により放置自転車は減少しており、海外譲与用として再利用することのできる台数が減少しています。

撤去台数 平成19年 65,750台 → 令和3年 12,973台（52,777台の減）

4 参加団体の意向

公益財団法人ジョイセフ、世田谷区、さいたま市も解散について合意済みです。

5 今後について

令和4年度の事業実施を最後に、当該協議会を解散する予定です。（令和4年8月の当該協議会にて解散決議予定。）

今後は、自転車法及び自転車条例における放置自転車撤去後の取り扱いの原則である売却事業を強化する方向へシフトしていきます。

また、他の海外供与事業の動向を注視しながら、国際協力の方法を模索していきます。